



Title	税制改革の応用一般均衡分析
Author(s)	橋本, 恭之
Citation	大阪大学, 1997, 博士論文
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.11501/3132593">https://doi.org/10.11501/3132593</a>
rights	
Note	

*The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

氏 名	橋 本 恭 之
博士の専攻分野の名称	博 士 (経済学)
学 位 記 番 号	第 13425 号
学 位 授 与 年 月 日	平成 9 年 10 月 24 日
学 位 授 与 の 要 件	学位規則第 4 条第 2 項該当
学 位 論 文 名	税制改革の応用一般均衡分析
論 文 審 査 委 員	(主査) 教授 山田 雅俊 (副査) 教授 跡田 直澄 助教授 大竹 文雄

### 論 文 内 容 の 要 旨

人々の所得や資産の分配状況に、税制はさまざまな影響を与える。とりわけ、近年実施されてきたような、所得課税を中心とする税体系から消費課税を中心とする税体系への移行は、家計間の税負担構造の変化を余儀なくする。税制改革による家計間のミクロ的な影響の違いは、家計間の利害得失を浮き彫りにし、既得権益を侵される人々の抵抗を生み出す。「旧税」は「良税」なりとされる理由はまさにここにある。抵抗を排除するためには、改革による影響をあきらかにしたうえで、政治的な調整をおこなう必要がある。だが、その一方で家計間のミクロ的な影響を正確に把握することは意外と難しい。第 1 に、改革による税負担の変化を調べるためにには、税法に関する正確な知識が必要とされる。第 2 に、課税の影響は家計行動や企業行動の変化を通じて、単に直接租税を負担する経済主体に止まらず、他の経済主体にも波及するからである。

仮にその困難を克服できたとしても、それだけでは改革が望ましい方向でおこなわれたかどうかを判断することはできない。それは、改革前の所得分配状況や社会の公平性への価値判断に依存している。したがって、価値判断を提示した上で、税制改革が社会的厚生を改善するものかどうかが検討されねばならない。

以上のような点を意識した分析として、近年我が国においても経済の相互依存関係を捉えたうえで、税制改革の影響を調べようとする数量的な一般均衡モデルを用いた分析が行われるようになってきた。本論文の主要な目的は、租税政策評価のための数量的一般均衡モデルを用いて税制改革の影響を検討し、望ましい税制改革の方向性を検討することにある。

本論文の全体的な構成は 3 部 8 章からなっており、第 1 部では、現行税制の仕組みと近年実施された税制改革の概要を説明したうえで、現行税制のもとでの家計の税負担の現状と税制改革による直接的な影響をあきらかにする。第 2 部では、労働供給の変化を可変にし、さらに生産部門を明示的に導入する。第 3 部では、税制改革の影響が長期に及ぶことを考慮して多期間モデルへ拡張する。

各章の主要な結論は以下のようにまとめられる。第 1 章では、1986年の「抜本的税制改正答申」は、給与収入600万円前後を境にして相対的に低所得層に増税、高所得層に減税をもたらすことがあきらかにされた。さらに、1989年度の

税制改正については、平均的世帯のほぼ全所得階層で所得税・住民税の減税が消費税による増税を上回ることが指摘される。世帯類型別にみると、共稼ぎ世帯よりも、片稼ぎ世帯やパート世帯に税制改革のメリットをより多くもたらすことになる。

第2章では、消費税導入が産業別価格と消費者物価に与える影響を計測した。消費者物価への影響としては、最小では1.29%の上昇、最大では1.95%の上昇が予想されることがわかった。

第3章では、政府の利用可能な税制が線型所得税に限定されるケースについて、最適課税のシミュレーション分析をおこなった。分析の結果、功利主義的な価値判断のもとでは政府による所得再分配政策が不要になる可能性があり、マキシミン基準のもとでは社会的無差別曲線が傾きゼロの直線となり、人頭補助金最大の点と一致することが確認された。

第4章では、税体系が所得税に限定されたとした3章の仮定をゆるめて所得税と消費税代替の厚生分析をおこなった。このシミュレーションでは、消費税による物価上昇が1.95%で、かつ公平性への指向が高い場合を除けば、社会的厚生水準が改善され、税制改革にプラスの評価が与えられる。一方、不平等尺度による分析では、中堅所得層の分配を考慮する場合には、税制による再分配効果が弱められ、税制改革にマイナスの評価が与えられる。

第5章では、前章までの分析を踏まえて、生産部門を明示的に考慮した数量的一般均衡モデルを構築した。このモデルのもとで、消費税に複数税率を導入すべきかどうか最適課税の立場から検証した。改革前に社会的に容認されていた3%の均一税率が如何なる価値判断のもとで成立するかを逆算した。その改革前に成立していた価値判断を固定した場合には、最適複数税率が改革後の税制のもとでほぼ均一税率となることがわかった。

第6章では、税制改革が世代間の税負担構造に及ぼす影響を代表的家計からなるライフサイクル・モデルを用いて分析した。竹下税制改革以前の制度が継続するとした場合、厚生分析においては、若い世代ほど厚生水準が高く、公的便益/負担比率の分析においては比較的古い世代と若い世代のその比率が高いことが示された。これに対して、税・年金改革による影響を厚生分析と公的便益/負担比率の分析でみると、いずれも税制改革が若い世代をより優遇し、年金改革の影響は世代間の負担構造をあまり変えないことがわかった。

第7章では、同一世代内にも所得格差が存在することを考慮して、複数家計から構成されるライフサイクルモデルを構築した。税制改革による影響として、大企業のサラリーマンには減税によるメリットが生じるがほとんどの中小・零細企業のサラリーマンの恩恵は少ない。中小・零細企業のサラリーマンでも若い世代では、壮年期に税制改革による負担率が軽減される。生涯を通じての総実質税負担額を比較してみると、若い世代に有利な税制改革が実施されても、依然として若い世代ほど税負担が重くなっている。一方、所得分配の観点から税制改革を評価すると、若い世代に対しては分配状況を改善することが分かった。

第8章では、数量的一般均衡モデルを世代重複型成長モデルへ拡張した。この章では、従来の分析とは異なり、静学的な一般均衡モデルを逐次的に解くことで、長期的な分析をおこなっている。モデルの特徴は、第1に生産部門を多部門化し、第2に初期定常状態から出発するのではなく、現実の初期値を与え、移行過程の計算をおこなったところにある。本章の結論としては、所得税中心の税体系から消費税体系への移行は、資本蓄積を促進することにつながり、各世代の厚生を改善すること、また、消費税の増税を避けるために利子課税を増税した場合は、資本蓄積を阻害し、各世代の厚生水準を低下させることがわかった。

## 論文審査の結果の要旨

本学位請求論文は、Shoven-Whalley によって示された応用一般均衡分析およびAuerbach-Kotlikoff によるライフサイクル一般均衡分析をわが国経済に適用、わが国経済の応用一般均衡モデルおよびライフサイクル一般均衡モデルを構成し、それに基づいて近年大きな変革を見た税制が経済厚生に及ぼす影響を数量分析、シミュレーション分析の形で包括的かつ体系的に検討したものである。すなわち、第1部でそのようなモデルを構成する上で税制および年金

制度をどのように反映させるか、および間接税が各財価格にどのように影響するかの検討をした後、第2部では静学的な状況を想定する応用一般均衡分析を適用し、所得税の累進度軽減が労働供給に及ぼす効果および消費税導入による価格変化等を考慮しながら、竹下税制改革（第4章）および村山税制改革（第5章）について、それが所得分配、社会厚生等に及ぼす影響を数量的に明らかにし、また第3部では税制および年金制度改革の長期にわたる影響を検討するため、世代重複のライフサイクル一般均衡分析を応用し、同じ2つの税制改革および1986年の年金制度改革の影響を応用一般均衡分析の手法も導入しながら、その厚生への影響を数量的に分析している。第2部第4章の議論はわが国でそのような分析を行った最初のものであり、また第3部第6章のそれもライフサイクル一般均衡分析をわが国経済に適用した最も初期の研究で、租税および年金制度改革の影響を厳密な形で評価する基本的な枠組みを示しその適用を図った点で、それぞれ既に高い評価を得ている。また、他の各章の議論はその基礎となりあるいはその拡張、精緻化を行ったものである。数量分析についてはモデルをどのように設定するか、またそれに対応して得られる結果をどのように評価するかについて多様な考えが可能であり、学位請求論文についてもそれらをさらに検討し議論を精緻にしあるいはより完成度を高めるという課題は残されている。しかし、本論文が租税、年金制度等の一般均衡論的数理分析の進展に大きく寄与したことは明らかで、同論文が博士（経済学）の学位に十分値すると判断する。